

1

令和3年第1回

多治見市議会定例会議案

令和3年2月24日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	2
報第3号	専決処分の報告について	3
報第4号	専決処分の報告について	4
報第5号	専決処分の報告について	6
報第6号	専決処分の報告について	7
報第7号	専決処分の報告について	8
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	9
議第1号	多治見駅北送迎バス駐車場の設置及び管理に関する条例を制定するについて	10
議第2号	多治見市ふるさと応援基金条例の一部を改正するについて	13
議第3号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	14
議第4号	多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて	48
議第5号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	49
議第6号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正するについて	51
議第7号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	54
議第8号	多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するについて	56
議第9号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	57
議第10号	多治見市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正するについて	58
議第32号	物品供給契約の締結について	59
議第33号	第7次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	60
議第34号	多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	62
議第35号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	64
議第36号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	65

議第37号	市道路線の廃止及び認定について	66
議第38号	市道路線の認定について	67
議第39号	市道路線の認定について	68
議第40号	市道路線の認定について	69
議第41号	市道路線の認定について	70
議第42号	市道路線の認定について	71
議第43号	市道路線の認定について	72
議第44号	市道路線の認定について	73
議第45号	多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正するについて	74

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年10月5日午前5時40分頃、市内月見町3丁目地内において、市道415100線を北進中のダンプトラックが、道路上の落石を踏み、同車両左前部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月27日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 26,400円

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年9月5日午後0時30分頃、栄町ポケットパークにおいて、園路を南西方向に走行中の自転車の前輪が路面タイルの剥離部分にはまったことにより、運転者を転倒させ、右手首等の打撲を負わせるとともに、当該自転車を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月30日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 24,250円

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年10月5日午前5時10分頃、市内月見町3丁目地内において、市道415100線を南進中のダンプトラックが、道路上の落石を踏み、同車両左外側中軸部のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年12月3日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 22,550円

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年9月18日午前10時20分頃、市内前畑町3丁目地内の市民病院前交差点付近において、本市職員（建築住宅課所属）の運転する公用車が、南路外から県道421号の反対車線へ右折しようとして進入した際に、同線を東進中の軽自動車と衝突し、運転者及び同乗者に頸椎捻挫^{けい}、胸部打撲傷及び腰椎捻挫を負わせるとともに、同車両右側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年12月18日

多治見市長 古川 雅典

- 1 損害賠償額 一金 925,227円
- 2 和解の内容

和解の相手方及び損害賠償額

- (1) 運転者・所有者 一金 668,257円
- (2) 同乗者 一金 256,970円

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第19号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年10月19日午後3時頃、市内小名田町西ケ洞地内の緑地において、本市職員（緑化公園課所属）が草刈機での草刈作業中に、石を飛散させ、同緑地に隣接する住宅2階の窓ガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年12月18日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 11,000円

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第2号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年11月2日、市内大藪町字上迫間洞251番地内において、隣接する本市所有水路敷の枯れ松が倒れ、太陽光発電施設のフェンスを破損させるとともに、太陽光パネル上に倒木の一部を散乱させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年1月27日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 62,040円

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第3号

損害賠償の額を定めるについて

令和2年11月16日午後2時10分頃、多治見市総合体育館駐車場において、本市職員（総務課所属）の運転する公用車が、駐車のため後退した際に、駐車中の普通自動車に接触し、同車両後部バンパーを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年2月9日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 516,445円

承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多治見市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

専第1号

令和2年度多治見市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年1月15日

多治見市長 古川 雅典

議第1号

多治見駅北送迎バス駐車場の設置及び管理に関する条例を制定するにつ
いて

多治見駅北送迎バス駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように制定するもの
とする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見駅北送迎バス駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 多治見駅周辺における円滑な道路交通の確保及び市民の利便性向上を図るた
め、多治見駅北送迎バス駐車場（以下「バス駐車場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「送迎」とは、人の送迎（観光、視察等のための送迎を含
み、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客
自動車運送事業を除く。）をいう。

(名称及び位置)

第3条 バス駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多治見駅北送迎バス駐車場
- (2) 位置 多治見市白山町1丁目211番地

(施設)

第4条 バス駐車場に次に掲げる施設を置く。

- (1) バス乗降場
- (2) バス待機場

(供用時間)

第5条 バス駐車場の供用時間は、規則で定める。

(バス駐車場を使用できる車両)

第6条 バス駐車場を使用することができる車両は、送迎を目的として運行する道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 乗車定員が30人以上の大型自動車
- (2) 乗車定員が11人以上29人以下の中型自動車

(禁止行為)

第7条 バス駐車場においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) バス駐車場の施設又は停車中の車両を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (3) バス駐車場を利用する者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 演説、集会その他これらに類する行為をすること。
- (5) 球技、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (6) 土地の形質を変更すること。
- (7) バス駐車場の機能又は利用に支障を及ぼす行為をすること。
- (8) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること（多治見市屋外広告物条例（平成21年条例第21号）第7条第1項第1号、第3号若しくは第4号又は同条第2項第3号若しくは第5号から第7号までに規定する広告物を表示する場合を除く。）。
- (9) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (10) その他バス駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 市長は、前条又は前項の行為に違反した者に対し、バス駐車場からの退去又は当該違反に係る車両の撤去を命ずることができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、バス駐車場の管理上必要があると認めるときは、バス駐車場の全部又は一部の利用を制限することができる。

(目的外使用)

第9条 市長は、公共的な行事に限り、バス駐車場を、その用途又は目的を妨げない

限度において、目的外に使用させることができる。

2 前項の規定によりバス駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可の際に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定によりバス駐車場を使用する者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可の条件に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。この場合において、取消し又は使用の停止により生じた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

5 目的外使用に係る使用料は、無料とする。

(損害賠償の義務)

第10条 バス駐車場の施設を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第 2 号

多治見市ふるさと応援基金条例の一部を改正するについて

多治見市ふるさと応援基金条例（平成26年条例第 2 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

多治見市長 古 川 雅 典

多治見市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

多治見市ふるさと応援基金条例（平成26年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「寄附金」の次に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 地域再生法（平成17年法律第24号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する規則で定める事業に充てることを指定した寄附金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の2の項から52の9の項までを次のように改める。

52の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項及び次項において	1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において	一戸建ての住宅	1戸につき	6,000円（増築又は改築（以下この項及び次項において「増改築」という。）に係るものにあつては、9,000円）	法第6条第2項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画が建築基準
		「登録住宅性能評価機	一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1戸につき	12,000円（増改築に係るものにあつては、18,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある	法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場

「法」という。）第5条第1項から第3項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	関」という。）が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下次項において「適合証」という。）を添付する場合			ときは、その額を切り捨てて得た額。以下この項及び次項において同じ。）	合にあっては、40の項（備考の欄を含む。）
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1戸につき	21,000円（増改築に係るものにあつては、32,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	で定める額を加えた額とする。
		2 登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定めるものに限る。以下次項において「設計住宅性	一戸建ての住宅	1戸につき	22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1戸につき	62,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1戸につき	95,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	

		能評価書」という。)を添付する場合				
		3 1 及び 2 に掲げる場合以外の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	50,000円 (増改築に係るものにあつては、72,000円)	
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5以下のもの)	1 戸につき	110,000円 (増改築に係るものにあつては、162,000円) を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			一戸建ての住宅以外の住宅 (1棟の戸数が5を超えるもの)	1 戸につき	172,000円 (増改築に係るものにあつては、255,000円) を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
52	法第 8 条第 1 項に規定する長期優良住宅	1 適合証を添付する場合	一戸建ての住宅	1 戸につき	3,000円 (増改築に係るものにあつては、4,500円)	法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定に基づき長
			一戸建ての住宅以外	1	6,000円 (増改築に	

建築等計画の変更の認定申請手数料（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定申請を除く。）		の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	戸につき	係るものにあつては、9,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合にあつては、41の項で定める額を加えた額とする。	
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1戸につき	10,500円（増改築に係るものにあつては、16,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		
	2	設計住宅性能評価書を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき		11,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1戸につき	31,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1戸につき	47,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		
3	1及び2	一戸建ての住宅	1	25,000円（増改築に		

		に掲げる場合以外の場合		戸につき	係るものにあつては、36,000円)	
			一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1戸につき	55,000円（増改築に係るものにあつては、81,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
			一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1戸につき	86,000円（増改築に係るものにあつては、127,500円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項及	1 登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定め	ア 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円	申請に係る建築物に一戸建ての住宅、一戸建ての住宅以
			イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のものにつき	5,000円	外の住宅の住戸部分、一戸建ての住宅以外の住宅の共用
				申請戸数	1	部分及び住
					10,000円	

び次項 において「法 」とい う。) 第53条 第1項 に規定 する低 炭素建 築物新 築等計 画の認 定申請 手数料	る方法によ る場合	(直接 人の居 住の用 に供す る部分 をいう 。以下 この項 及び次 項にお いて同 じ。)	が1を超 え5以下 のもの	件 に つ き		宅以外の建 築物のい ずれか2つ 以上が含 まれてい る場合に あっては 、それぞ れ該当す る区分に 掲げる額 を合算し た額とし る。た だし、一 戸建ての 住宅以外 の
			申請戸数 が5を超 え10以下 のもの	1 件 に つ き	17,000円	
			申請戸数 が10を超 えるもの	1 件 に つ き	29,000円	
		ウ	一戸建ての住宅 以外の住宅の共用 部分(住宅の用途 に供する共用廊下 、共用階段その他 の住戸部分以外の 部分をいう。以下 この項及び次項に おいて同じ。)	1 件 に つ き	10,000円	住宅の共用 部分につ いては、当 該部分を 計算する 評価方法 による場 合に限っ て、当該 区分に掲 げる額を 合算する ものとし る。法第 54条第 2項の規 定に基づ き
		エ	住宅 以外の 建築物	床面積が 300平方 メートル 以下の の	1 件 に つ き	10,000円
		床面積が	1	18,000円	低炭素建築	

		300平方メートルを超えるもの	1件につき		物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申	
2 1に掲げる場合以外の場合	ア	一戸建ての住宅	1件につき	36,000円	出があった場合には、40の項（備考の欄を含む。）	
	イ	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	36,000円)で定める額を加えた額とする。
			申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	73,000円	
			申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	103,000円	
申請戸数が10を超えるもの	1件につき	145,000円				

ウ 一戸建ての住宅 以外の住宅の共用 部分	1 件 に つ き	116,000円	
エ 住宅 以外の 建築物 (用途 に応じ	床面積が 300平方 メートル 以下のも の	1 件 に つ き	92,000円
て一次 エネル ギー消 費量の 算出に 用いる べき標 準的な 建築物 を用い た市長 が定め る計算 方法（ 以下次 項にお いて「 モデル 建物法	床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	117,000円

			」とい う。) による 場合に 限る。)				
			オ 住宅 以外の 建築物 (エに 掲げる 建築物 を除く 。)	床面積が 300平方 メートル 以下のも の	1 件 に つ き	242,000円	
				床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	303,000円	
52 の 5	法第55 条第1 項に規 定する 低炭素 建築物 新築等 計画の 変更の 認定申 請手 料	1 登録住宅 性能評価機 関が法第54 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 することを 証する書面 を添付する 場合その他 市長が定め る方法によ る場合	ア 一戸建ての住宅		1 件 に つ き	3,000円	申請に係る 建築物に一 戸建ての住 宅、一戸建 ての住宅以 外の住宅の 住戸部分、 一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分及び住 宅以外の建 築物のい ず
			イ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅の住 戸部分	申請戸数 が1のも の	1 件 に つ き	3,000円	
				申請戸数 が1を超 え5以下	1 件 に	6,000円	

		のもの	つき		れか2つ以上が含まれている場合	
		申請戸数が5を超え10以下のもの	1 件 につき	10,000円	にあつては、それぞれ該当する区分に掲げる	
		申請戸数が10を超えるもの	1 件 につき	17,000円	額を合算した額とする。ただし、一戸建ての住宅以外の	
	ウ	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件 につき	6,000円	住宅の共用部分については、当該部分を計算する評価方	
	エ	住宅以外の建築物	床面積が300平方メートル以下のもの	1 件 につき	6,000円	法による場合に限って、当該区分に掲げる額を合算する
			床面積が300平方メートルを超えるもの	1 件 につき	10,000円	ものとする。法第55条第2項において準用する法第54条
2	1に掲げる場合以外	ア	一戸建ての住宅	1 件	19,000円	第2項の規定に基づき

の場合		に つ き		低炭素建築 物新築等計 画が建築基 準法第6条 第1項に規 定する建築 基準関係規 定に適合す るかどう かの審査の 申出があつ た場合に あつては、 41の項で 定める額 を加えた 額とする。
	イ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅の住 戸部分	申請戸数 が1のも の	1 件 に つ き	19,000円
		申請戸数 が1を超 え5以下 のもの	1 件 に つ き	38,000円
		申請戸数 が5を超 え10以 下のもの	1 件 に つ き	54,000円
		申請戸数 が10を超 えるもの	1 件 に つ き	76,000円
ウ 一戸建ての住宅 以外の住宅の共用 部分		1 件 に つ き	59,000円	
エ 住宅	床面積が	1	47,000円	

			以外の建築物（モデル建物の）	300平方メートル以下のもの	1件につき		
			法による場合に限る。）	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	60,000円	
			オ 住宅以外の建築物（エに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	122,000円	
				床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	153,000円	
52の6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第	ア ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項から52の11の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第		床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円	1 この項、次項及び52の11の項において「床面積」とは、建築物エネルギー消費性能適合
	法律第	う。）第1条第1項第		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円	

53号。 以下この項及び次項から52の10の項までにおいて「法」 第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)				性判定（以下この項、次項及び52の11の項において「判定」という。） を行う建築物の床面積をいう。 2 判定を行う建築物にウに掲げる建築物（以下この項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合
	イ ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円	
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円	
	ウ エに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円	
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	28,000円	
	エ 法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	10,000円	

			床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	18,000円	の手数料 の額は、 ア又はイ の区分に 掲げる当 該工場等 以外の建 築物の部 分の床面 積に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げる額及 びウの区 分に掲げ る当該工 場等の部 分の床面 積に応じ それぞれ 該当する 区分に掲 げる額を 合計した 額（当該 合計した 額が、ア 又はイの 区分に掲
--	--	--	-------------------------------------	-----------------------	---------	--

						<p>げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあつては、当該額) とする。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるも</p>
--	--	--	--	--	--	---

						<p>の（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、ウの区分に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額とする。</p>
52 の 7	法第12 条第2 項及び 第13条	ア ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満た	床面積が300平方メートル以下のも	1 件 に つ	47,000円	1 判定を行う建築物にウに掲げる建

第3項に規定する計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	していることを確認する場合に限る。)	の	き		建築物（以下この項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイの区分に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額及びウの区分に掲げる当該工
		床面積が	1	60,000円	
		300平方	件		
		メートル	に		
		を超える	つ		
		もの	き		
イ	ウ及びエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）	床面積が	1	122,000円	
		300平方	件		
		メートル	に		
		以下のも	つ		
		の	き		
ウ	エに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物	床面積が	1	11,000円	
		300平方	件		
		メートル	に		
		以下のも	つ		
		の	き		
エ	法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計	床面積が	1	6,000円	
		300平方	件		
		メートル	に		

画に係る同条第3項に規定する他の建築物	以下のもの	つき		<p>場等の部分の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、ア又はイの区分に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、</p>
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	10,000円	

					<p>判定を行 う建築物 の主たる 用途が工 場等であ り、工場 等として 判定を行 うことが 適当な建 築物とし て市長が 定めるも の（省令 第1条第 1項第1 号ロに掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。 ）の判定 に係る手 数料の額 は、ウの 区分に掲 げる当該 判定を行</p>
--	--	--	--	--	--

							う建築物の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額とする。	
52の8	法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	1 登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合	ア 一戸建ての住宅	1件につき	5,000円	申請に係る建築物（法第34条第3項の規定の適用を受け	る場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。次項において同じ。）に一戸建ての住宅、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分、一戸建ての住宅以外の住宅の共	
			イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この項、次項及び52の10	申請戸数が1のもの	1件につき			5,000円
				申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき			10,000円
				申請戸数が5を超えるもの	1件につき			17,000円

	の項において同じ。)				用部分及び住宅以外の建築物のいずれか2つ	
	ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（人の居住の用に供する部分以外をいう。以下この項、次項及び52の10の項において同じ。）	1件につき		10,000円	以上が含まれている場合には、それぞれ該当する区分に掲げる額を合算した額とする。	
	エ 住宅以外の建築物	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	10,000円	る。ただし、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分につ	
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	18,000円	いては、当該部分を計算する評価方法による場合に限っ	
2	1に掲げる場合以外の場合	ア 一戸建ての住宅	1件につき	36,000円	て、当該区分に掲げる額を合算するものとする。	
		イ 一戸建ての	申請戸数が1のもの	1件	36,000円	法第35条第2項の規定

住宅以外の住宅の住戸部分	の	に		に基づき建築物エネルギー消費性
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	73,000円	能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基
	申請戸数が5を超えるもの	1件につき	103,000円	準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円	合にあっては、40の項（備考の欄を含む。）で定める額
エ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円	を加えた額とする。法第34条第3項の規定の適用を受
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円	ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに

			準を満たしていることを確認する場合に限る。)				算出した額を合計した額とする。
			オ 住宅以外の建築物（エに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円	
				床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円	
52	法第36の条第19項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認	1 登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定め	ア 一戸建ての住宅	申請戸数が1のもの	1件につき	3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円）	申請に係る建築物に一戸建ての住宅、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び住
			イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	6,000円（新たに追	

定申請 手数料	る方法によ る場合		が1を超 え5以下 のもの	件 に つ き	加される建築物にあ っては、10,000円)	宅以外の建 築物のいず れか2つ以 上が含まれ ている場合 にあっては 、それぞれ 該当する区 分に掲げる	
			申請戸数 が5を超 えるもの	1 件 に つ き	10,000円（新たに追 加される建築物にあ っては、17,000円)	額を合算し た額とする 。ただし、 一戸建ての 住宅以外の	
		ウ	一戸建ての住宅 以外の住宅の共用 部分	1 件 に つ き	6,000円（新たに追 加される建築物にあ っては、10,000円)	住宅の共用 部分につい ては、当該 部分を計算 する評価方	
		エ	住宅 以外の 建築物	床面積が 300平方 メートル 以下のも の	1 件 に つ き	6,000円（新たに追 加される建築物にあ っては、10,000円)	法による場 合に限って 、当該区分 に掲げる額 を合算する
				床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	10,000円（新たに追 加される建築物にあ っては、18,000円)	ものとする 。法第36条第 2項において 準用する
		2	1に掲げ る場合以外 の場合	ア	一戸建ての住宅	1 件 に つ き	19,000円（新たに追 加される建築物にあ っては、36,000円)

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のものにつき	1件	19,000円（新たに追加される建築物にあつては、36,000円）	法第35条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合にあつては、41の項で定める額を加えた額とする。
	申請戸数が1を超え5以下のものにつき	1件	38,000円（新たに追加される建築物にあつては、73,000円）	
	申請戸数が5を超えるものにつき	1件	54,000円（新たに追加される建築物にあつては、103,000円）	
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件	59,000円（新たに追加される建築物にあつては、116,000円）	
エ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）	床面積が300平方メートル以下のものにつき	1件	47,000円（新たに追加される建築物にあつては、92,000円）	法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物
	床面積が300平方メートルを超えるものにつき	1件	60,000円（新たに追加される建築物にあつては、117,000円）	

			<p>) に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)</p>	もの	き		(変更が行われない建築物を除く。) ごとに算出した額を合計した額とする。
			オ 住宅以外の建築物(エに掲げる建築物を除く。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	122,000円(新たに追加される建築物にあっては、242,000円)	
				床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	153,000円(新たに追加される建築物にあっては、303,000円)	

別表52の9の項の次に次のように加える。

52 の 10	法第41 条第1 項に規 定する 建築物 のエネ ルギー 消費性	1 登録住宅 性能評価機 関が法第2 条第3号に 規定する建 築物エネル ギー消費性 能基準に適	ア 一戸建ての住宅	1 件 に つ き	5,000円	申請に係る 建築物に一 戸建ての住 宅、一戸建 ての住宅以 外の住宅の 住戸部分、 一戸建ての
			イ 一戸建ての住宅以外の住	申請戸数 が1のもの	1 件 に	

能に係 る認定 申請手 数料	合すること を証する書 面を添付す る場合その 他市長が定 める方法に よる場合	宅の住戸 部分		つ き		住宅以外の 住宅の共用 部分及び住 宅以外の建 築物のいず れか2つ以 上が含まれ ている場合 にあつては 、それぞれ 該当する区 分に掲げる 額を合算し た額とする 。ただし、 一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分につい ては、当該 部分を計算 する評価方 法による場 合に限って 、当該区分 に掲げる額 を合算する ものとする 。	
			申請戸数 が1を超 え5以下 のもの	1 件 に つ き	10,000円		
			申請戸数 が5を超 えるもの	1 件 に つ き	17,000円		
		ウ	一戸建ての住宅 以外の住宅の共用 部分	1 件 に つ き	10,000円		
		エ	住宅以 外の建築 物	床面積が 300平方 メートル 以下のも の	1 件 に つ き		10,000円
				床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き		18,000円
2	1に掲げ る場合以外	ア	一戸建ての住宅 (省令第1条第1	1 件	18,000円		

の場合	項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を満たしていることを確認する場合に限る。)に	につき		
	イ 一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。)	1件につき	36,000円	
	ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を満たしていることを確認する場合に限る	申請戸数が1のもの	1件につき	18,000円
		申請戸数が1を超える5以下のもの	1件につき	34,000円
		申請戸数が5を超えるもの	1件につき	49,000円

。)			
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）	申請戸数が1のもの	1件につき	36,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	73,000円
	申請戸数が5を超えるもの	1件につき	103,000円
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円
カ 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号口の基準を満たしている	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円
	床面積が300平方メートルに	1件に	117,000円

			ことを確認する場合に限る。)	を超えるもの	つき		
			キ 住宅以外の建築物（カに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円	
				床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円	
52 11	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に	1	3に掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	23,000円	1 判定を行う建築物に3に掲げる建築物（以下この項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれてい
				床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	30,000円	
		2	3に掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	60,000円	

規定する軽微な変更 に該当すること を証する書面の 交付手数料	を除く。)	床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	77,000円	る場合の 手数料の 額は、1 又は2の 区分に掲 げる当該 工場等以 外の建築 物の部分 の床面積 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額及び 3の区分 に掲げる 当該工場 等の部分 の床面積 に応じそ れぞれ該 当する区 分に掲げ る額を合 計した額 (当該合 計した額 が、1又 は2の区
	3 用途が工場である建 築物その他市長が定め る建築物	床面積が 300平方 メートル 以下のも の	1 件 に つ き	5,000円	
		床面積が 300平方 メートル を超える もの	1 件 に つ き	7,000円	

					<p>分の欄に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に就きそれぞれ該当する区分に掲げる額を超える場合にあつては、当該額)とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>定めるもの（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、3の区分に掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ該当する区分に掲げる額とする。</p>
52 12	<p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定により市長が保管する国土調査の成果の写し等から調製する筆ごとの</p>	<p>1 件 に</p>		<p>300円</p>	<p>筆数と用紙の数（用紙の大きさが</p>

	地形図の交付手数料	つ き		日本産業規格A列3番を超える場合にあつては、A列3番に分割したときの数)のいずれか大きい数を件数とする。
--	-----------	--------	--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第4号

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて」を「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第5号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「に規定する合計所得金額」の次に「（以下「合計所得金額」という。）」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下「合計所得金額」という」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定

する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第7条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第6号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等
の一部を改正するについて

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正
するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正
する条例

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年条例第
33号。附則において「指定介護予防支援等基準条例」という。)の一部を次のよう
に改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講
じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第
118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適

切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 多治見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号。附則において「地域密着型サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(多治見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 多治見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号。附則において「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(多治見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 多治見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

条例（平成30年条例第1号。附則において「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例第2条第5項、第2条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例第3条第3項、第3条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例第3条第3項及び第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第2条第5項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

議第7号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第20条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税

法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第9条中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第8号

多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するにつ
いて

多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第42号）の一部を次
のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第42号）の一部を次
のように改正する。

第5条第8項、第9条第4項、第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」
を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第9号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「寡婦又は寡夫」を「配偶者のない者」に改める。

第21条の2第1項第1号中「又はその」を「若しくはその」に、「のものを除く。）を所有し、又は使用すること」を「若しくは幅1.9メートル以上のものを除く。以下同じ。）を所有し、若しくは使用すること又は入居者若しくはその同居者が自己のために使用される自動車で市長が別に定めるものを駐車させること」に改める。

別表松坂の部昭和31年度の款中「12」を「8」に改め、同表南姫の部昭和35年度の款中「16」を「12」に改め、同部昭和42年度の款戸数の欄中「20」を「16」に改め、同表西ヶ平住宅の部昭和43年度の款中「19」を「15」に改め、同部昭和51年度の款中「8」を「4」に改め、同表平園第二住宅の部を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第21条の2の規定は、令和3年4月1日以後に使用の申込みをする者から適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。

議第10号

多治見市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正するについて

多治見市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

多治見市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

多治見市大畑調理場	多治見市大畑町3丁目114番地の2
多治見市共栄調理場	多治見市虎溪山町7丁目4番地の2

」を

「

多治見市食育センター	多治見市姫町6丁目1番地の10
------------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議第32号

物品供給契約の締結について

(仮称) 多治見市食育センター厨房備品等購入事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター厨房備品等購入事業
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 49,280,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市中鶉2丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 伊藤 隆男

議第33号

第7次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和元年12月20日議第156号をもって議決を経た第7次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

第7次多治見市総合計画基本計画 政策の柱 安心して子育て・子育てするまちづくり中

「

各学校における創意工夫を重ねた特色ある教育活動を支援します

笠原小中学校での一貫教育の成果を踏まえ、小中一貫教育校（義務教育学校）設置に向けた調査・研究を進めます

」を

「

各学校における創意工夫を重ねた特色ある教育活動を支援します

」に、

「

食育の拠点となる共同調理場「（仮称）食育センター」を南姫地区に整備します

」を

「

食育の拠点となる共同調理場「(仮称)食育センター」を南姫地区に整備します

笠原校区における幼保小中一貫教育をさらに推進するため、小中一貫教育校(義務教育学校)の建設を進めます
--

」に、

「

12 各学校における創意工夫を重ねた特色ある教育活動を支援します

13 笠原小中学校での一貫教育の成果を踏まえ、小中一貫教育校(義務教育学校)設置に向けた調査・研究を進めます

」を

「

12 各学校における創意工夫を重ねた特色ある教育活動を支援します

」に、

「

5 食育の拠点となる共同調理場「(仮称)食育センター」を南姫地区に整備します

」を

「

5 食育の拠点となる共同調理場「(仮称)食育センター」を南姫地区に整備します

6 笠原校区における幼保小中一貫教育をさらに推進するため、小中一貫教育校(義務教育学校)の建設を進めます

」に改める。

議第34号

多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

1 指定する郵便局の名称

多治見高田郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第5号に規定する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで。ただし、当該期間の満了の3箇月

前までに、多治見市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

議第35号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

第1条 東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（9） 看護師修学資金の貸付等に関する事務

第2条 東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

議第36号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** **	水野 香代	*****	新任（任期は、令和 6年3月31日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員 伊藤 健治氏の任期が、令和3年3月31日をもって満了するため、後任として水野 香代氏を新たに選任する。

議第37号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	5137	522126	多治見市 平井町5丁目 同 市 平井町5丁目	136番1 143番	地先から 地先まで
認定	5137	522126	多治見市 平井町5丁目 同 市 平井町5丁目	136番1 118番	地先から 地先まで

議第38号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
8 4 1 5	811300	多治見市 同 市	市之倉町12丁目143番3 市之倉町10丁目 83番1	地先から 地先まで

議第39号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
8 4 1 6	811613	多治見市 同 市	市之倉町12丁目314番3 市之倉町12丁目312番9	地先から 地先まで

議第40号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
9 1 2 8	9 1 2 6 1 1	多治見市 大薮町桜357番1 同 市 大薮町桜358番32	地先から 地先まで	

議第41号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
9 1 2 9	9 1 2 6 1 2	多治見市 同 市	大薮町桜358番5 大薮町桜358番41	地先から 地先まで

議第42号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
9 1 3 0	912613	多治見市 大薮町桜358番15 同 市 大薮町桜358番11	地先から 地先まで	

議第43号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
9 1 3 1	912614	多治見市 大薮町桜358番25 同 市 大薮町桜358番19	地先から 地先まで	

議第44号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
9 1 3 2	931718	多治見市 大藪町谷山1774番3 同 市 大藪町谷山1776番6	地先から 地先まで	

議第45号

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和3年2月24日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(多治見市介護保険条例の一部改正)

第2条 多治見市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に改める。

(多治見市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 多治見市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)の一部を次のように改正

する。

附則第13条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。